

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (滞在許可証の有効期限の自動延長等)

○4月23日現在、ハンガリーにおける感染者数は1655人(累計感染者数2284人から回復者数390人、死者数239人を引いた数)となっています。

○4月6日24時まで有効であった或いは同日に失効した滞在許可証(永住許可証を含む)の有効期限は、非常事態宣言の解除後、45日間まで自動的に延長されます。

1. ハンガリーにおける感染者数

4月23日現在、ハンガリーにおける感染者数は1655人(累計感染者数2284人から回復者数390人、死者数239人を引いた数)となっています。

2. 滞在許可証の有効期限の自動延長

ハンガリー移民局によれば、4月6日24時まで有効であった或いは同日に失効した(即ち、有効期限が4月6日以降の日付の)滞在許可証(永住許可証を含む)については、その有効期限が非常事態宣言が解除された後、45日間まで自動的に延長されます。また、上記の自動延長45日を超えてハンガリーに滞在される方については、非常事態宣言解除後15日以内に更新手続きを行う必要があります。

なお、本措置は、シェンゲン域内国共通の措置ではありませんので、ご注意ください。詳細につきましては、移民局のホームページをご覧ください。

http://www.bmbah.hu/index.php?option=com_k2&view=item&layout=item&id=1564&Itemid=2027&lang=en

3. 感染しないための予防方法

感染を予防するためには、まずは基本的な感染症対策や、健康管理に心掛けることが大切です。日頃からご家庭や職場において、以下のような予防策を励行するようにしてください。また、報道等により最新情報の入手に努めるようにしてください。

(1) 頻繁に手を石鹸で(なければ水だけで)30秒以上かけて洗う。石鹸と水で手洗いできないときは、手指消毒用アルコールによる消毒を行う。

(2) 洗っていない手で、眼・鼻・口に触れない。

(3) できるだけ外出を控える。外出する際には、他人との距離を1.5メートル以上保つ。また、咳・くしゃみ・鼻水など体調の悪そうな人には近付かない。

(4) 咳やくしゃみの症状があるときにはマスクを着用する。マスクを着用していないときには、ハンカチやティッシュペーパー、袖、肘の内側等を使って口と鼻を覆う(咳エチケット)。

4. 感染が疑われる場合の対応

感染が疑われる場合には、外出せず、まずはホームドクターやかかりつけ医、または国立公衆衛生センターのフリーダイヤル（06-80-277-455 または 06-80-277-456, 英語可）に電話で相談し、医師の指示に従ってください。

5. 上記以外の項目を含め、新型コロナウイルス関連情報については、当館 HP をご覧ください。

https://www.hu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【参考】関連情報リンク

・ハンガリー対策本部ホームページ

<http://abouthungary.hu/>（英語）、<https://koronavirus.gov.hu/>（ハンガリー語）

・ハンガリー政府ホームページ

<https://www.kormany.hu/en>（英語）、<https://www.kormany.hu/hu>（ハンガリー語）

・日本外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html

※厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症情報の LINE 公式アカウントを開設中。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#SNS

・日本文部科学省から日本人留学生への連絡事項

○留学中の日本人学生の皆さんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

○海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm

・世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

（問い合わせ先）

在ハンガリー日本国大使館領事部

（住所）1125 Budapest, Zalai ut 7, Hungary

（電話）+36-1-398-3100

（FAX）+36-1-275-1281

（E-mail）consul@bp.mofa.go.jp